

【諮問（個人）第135号】

23川情個第22号
平成23年10月14日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 鈴 木 庸 夫

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成22年2月2日付け21川才事第339号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、〇〇〇〇の法定代理人として、平成21年9月15日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「川崎市教育委員会と人権オンブズパーソンとの間で〇〇〇〇の件についてなされたやり取りの記録すべて」として保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は本件請求に対して、「相談・救済申立てケース記録表（継続用紙）」を対象公文書と特定し、平成21年9月28日付けで、条例第17条第6号の事務又は事業に関する情報に該当するものとして、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、平成21年10月30日、本件処分に対し、条例第17条第6号による拒否処分には異議はないが、条例第19条による裁量的開示を求めるとの異議申立てを行った（当審査会諮問個人第135号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成21年10月30日付け異議申立書、平成22年1月12日付け補正の異議申立書、同年5月12日付け意見書によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に対する条例第17条第6号による拒否処分には、異議はない。
- (2) しかし、異議申立人の人権救済申立てに対し、人権オンブズパーソンが公正中立な立場で調査を行ったかどうか、守秘義務が守られていたかについて疑義があり、また、学校に対して質問や問い合わせをしても一切返答が得られないため、人権オンブズパーソンがいつどのような調査を実施したか、どのようなやり取りがなされていたかについて開示される必要がある。

したがって、条例第19条による裁量的開示を求める。

4 実施機関の主張要旨

平成22年3月16日付け処分理由説明書、同年12月21日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例第17条第6号該当性について

対象公文書である「相談・救済申立てケース記録表（継続用紙）」には、相談記録、相談に対する評価や関係機関等の調査結果、異議申立人以外の個人の言動及び人権オンブズパーソンによる評価、判断等に関わる様々な不開示情報が一体として記録されている。

その中の一部であっても、開示することにより、人権オンブズパーソンの評価や判断、公平・中立的な立場や信頼関係が損なわれ、協力援助を求めようとする関係

機関等からの正確な情報の入手が困難になるなど、公平、適正な調査活動が阻害され、業務遂行上、重大な支障が生じるおそれがある。

また、仮に開示されると、評価、判断に必要な情報の記載が消極的になり、詳細かつ正確な記載ができないなど、一連の記録等を重要な判断材料とする人権オンブズパーソンの客観的な評価、判断等に重大な支障が生じるおそれがある。

よって、条例第17条第6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

(2) 条例第19条該当性について

本件請求について、個人の権利利益の保護や開示することの必要性の観点から、不開示とすることの利益と開示することの利益とを慎重に衡量しても、開示することはできない。

5 審査会の判断

本答申では、本件対象公文書である「相談・救済申立てケース記録表（継続用紙）」のうち、「川崎市教育委員会と人権オンブズパーソンとの間で〇〇〇〇の件についてなされたやり取り」の部分について検討する。

(1) 人権オンブズパーソンの職務について

人権オンブズパーソンは、「市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資すること」を目的とし（川崎市人権オンブズパーソン条例（平成13年川崎市条例第19号）第1条）、行政から独立した人格として、相談者が自らの力による自主的な解決を図ることを前提として、市民等との協力を得ながら強制力などによらない非権力的な手法を用いて事案の解決にあたっている（人権オンブズパーソン報告書より）。人権侵害に関する救済の申立てにおいては、人権オンブズパーソンはその解決の手法として、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこととしている（同条例第3条第2号）。

人権オンブズパーソンに対する相談や救済申立ての内容は、子どもや男女平等にかかわる人権侵害に関する事項であり（同条例第2条）、人権オンブズパーソンには、公平・中立な立場で、その事案の特性を踏まえて適切に職務を遂行することが求められる。また、調査についての強制力はなく（同条例第18条以下）、問題解決の基礎となる正確かつ詳細な情報を入手するためには、申立人及び関係機関等との信頼関係に基づく積極的な協力援助が必要であることが認められる。

(2) 条例第19条による裁量的開示について

ア 条例第19条は、条例第17条により不開示情報は開示をしてはならないことを原則としつつ、不開示情報が含まれていても「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と定めている。

異議申立人は、本件請求の対象となる保有個人情報は条例第17条第6号に該当

する不開示情報であることを認めている。その上で、異議申立人は、人権救済申立事件における人権オンブズパーソンが活動が適正であったかを確認するため、人権オンブズパーソンが、いつどのような調査を実施したか、どのようなやり取りがなされていたか、についての情報を、条例第19条により裁量的に開示することを求めている。

そこで、本件請求の対象となる保有個人情報について、条例第19条の「特に必要があると認めるとき」に該当しないとした実施機関の判断に裁量権の逸脱、濫用があるかを検討する。

イ 本件の対象公文書を見ると、確かに、実施機関が主張するように、相談記録、相談に対する評価や関係機関等の調査結果、異議申立人以外の個人の言動及び人権オンブズパーソンによる評価、判断等に関わる様々な不開示情報が一体として記録されている。

前述したように、人権オンブズパーソンがその事案の特性を踏まえて適切に職務を遂行するためには、その基礎として、相談や調査の経緯において正確かつ詳細な情報を得る必要があること、そしてそのためには人権オンブズパーソンや調査員による様々な評価や判断、観察された状況等を含む情報も重要であることから、一体的な記録の採り方がなされているものと考えられる。

それゆえ、一体的な記録が一部であっても開示されることになれば、今後、人権オンブズパーソンが関係機関に対して調査を行う際に、関係機関の協力援助が消極的となり、信頼関係に基づく詳細かつ正確な情報を入手することが困難となるおそれがある。また、詳細な情報や調査の過程でなされた評価や判断を含む記録を残すことが困難となり、重要な情報が含まれない不十分な内容の記録となる可能性がある。

したがって、このような記録が開示されることとなれば、人権オンブズパーソンの適切な職務遂行の基礎となる正確かつ詳細な情報が得られなくなり、人権オンブズパーソンの職務の遂行に重大な支障が生じるおそれがあるものと認められる。

ウ 一方、異議申立人にとっては、情報が開示されれば人権オンブズパーソンの職務遂行の内容を知ることができるという一定の利益は認められるものの、その利益は、前述の実施機関が当該情報を不開示とすべき理由を上回る具体的な権利利益とまでは認められない。

- (3) よって、異議申立人の保有個人情報開示請求に対し、実施機関が条例第19条の「特に必要があると認めるとき」に該当しないとした実施機関の判断に裁量権の逸脱、濫用は認められない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 青柳 幸一

委員 植村 京子
委員 小 坏 淳 子
委員 三 浦 大 介